

鳥取市市民自治推進委員会の概要（案）に係る市民政策コメントの意見に対する回答

【実施期間：平成20年7月16日～8月15日】

ご意見	考え方
<p>委員の人数は、10人くらいが丁度良い。10人では少ないという意見もあるが、多すぎても議論が進まない。濃密な内容で、しかもスムーズに効率よく会を進めるためにも、10人くらいが適当と思う。</p>	<p>①本市に設置されている審議会は44ありますが、委員の数（条例に規定されている定数）は様々で、3人から50人までと幅広いものとなっています。これは、所掌事務などその審議会の持つ性格等により、委員数が定められているものです。</p> <p>このたび設置しようとしている市民自治推進委員会の委員数については、「10人以内」と提案しています。確かに人数が多ければ、数多くの、また多種多様な意見が出されるという長所もありますが、反面、委員全員の意見を聴き、まとめていくのは難しく、発言時間が制約されたり、論議が進みにくいなどの面があります。</p> <p>また実例として、市民参画と市民活動の推進に関する事項を調査、審議する「市民活動委員会」の実績例があります。当委員会は10人以内で構成され、平成15年4月設置以来、年3～4回の委員会をはじめ、市民参画フォーラムの開催、市民活動促進助成事業の選考、市民活動に関する意見書のまとめなど、非常に多くの実績を積み重ね、活発な議論が展開されています。</p> <p>さらに本市調査によると、県外においても、委員会を設置している市町村のうち、半数以上が委員数10人以内で組織しています。</p> <p>これらの実績も踏まえ、活発な議論が展開され、効率の良い会運営を行っていくには、10人以内の委員数が適当であると考えています。</p>
<p>合併地域からも、是非委員を選任して欲しい。</p>	<p>②委員の選任に当たっては、会議等で幅広い意見をいただくため、男女比、年齢、所属、地域性などを充分考慮するのが適当であると考えています。</p>
<p>市民自治推進委員会は、最高規範である自治基本条例に規定される委員会ではあるが、議会を超えた権限を有してはならない。住民の代表である議会議員（と長）により地方行政が運営されるべきという観点からも、議会を軽視してはいけない。</p>	<p>③市民自治推進委員会は、鳥取市自治基本条例に規定された市長の附属機関で、参画と協働のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議し、意見を述べることを主な役割としていますが、市政の方針を決定する機関ではありません。</p> <p>一方、議会は、市民が公選した議員によって組織され、市民の意思を代表・決定する合議制の機関です。</p> <p>したがって、当委員会の権限が、議会を超えることは決してありません。</p>